

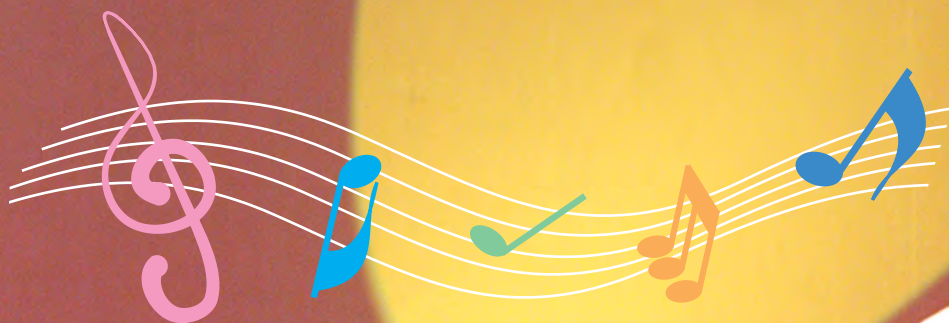
広報

みふ

2012

6

No.637



主な内容

- 平成23年度下半期町の財政状況公表2～3
- もしものときの指定避難場所6

平成23年度下半期

町の財政状況報告

平成24年
3月31日現在

町では、皆さんに町の財政状況を正しく理解していただくとともに、納められた税金や国・県支出金がどのように使われているかを知っていただくため、「財政状況の公表に関する条例」に基づき、年2回（広報みぶ6月・12月号）財政状況を公表しています。今回は、平成23年度下半期までの収入と支出の状況等についてお知らせします。

なお、今回公表するものは、平成24年3月末までのものであり、決算額ではありません。これは3月末までに確定した債権債務について整理を行うために、4月1日から5月31日までの2ヶ月間を出納整理期間とすることが認められているためです。



一般会計の概要

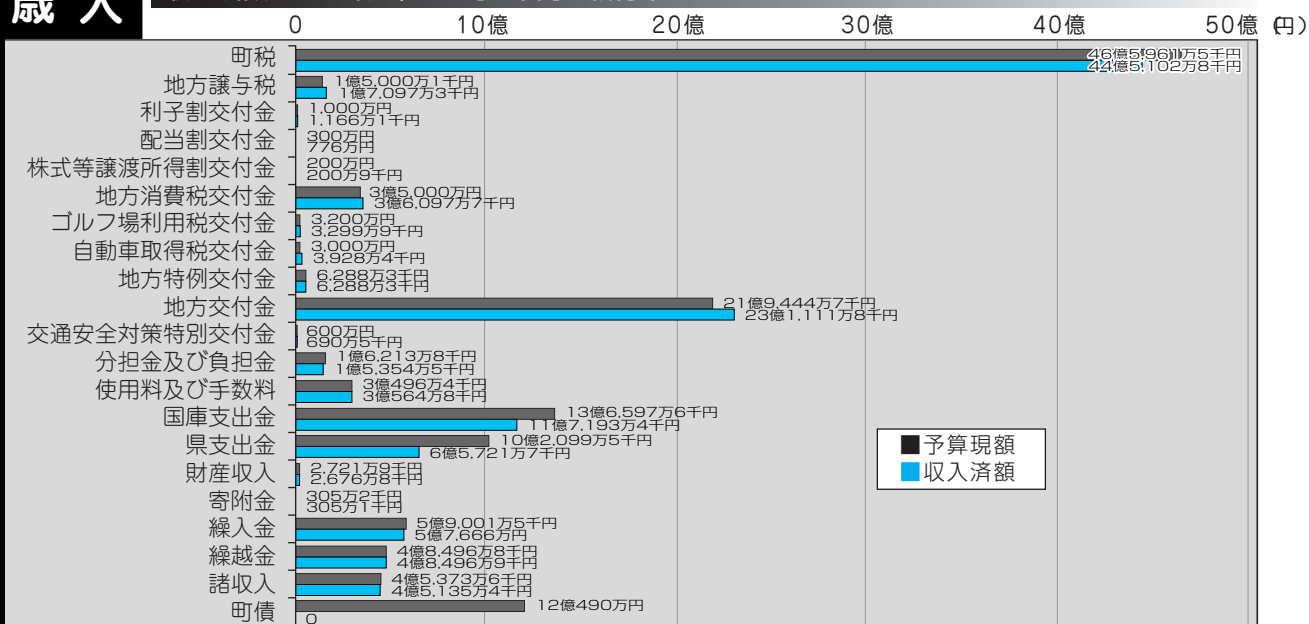
平成23年度一般会計の当初予算額は、121億7千万円でしたが、4回の補正予算の実施により、当初予算に比べ7.8%増の131億1,790万9千円の現計予算額となっています。

平成24年3月31日現在の収入済額は、112億8,874万3千円で、予算額の86.1%になります。また支出済額は112億7,066万4千円で、予算額の85.9%となっています。科目別の状況については下図のとおりです。

一般会計

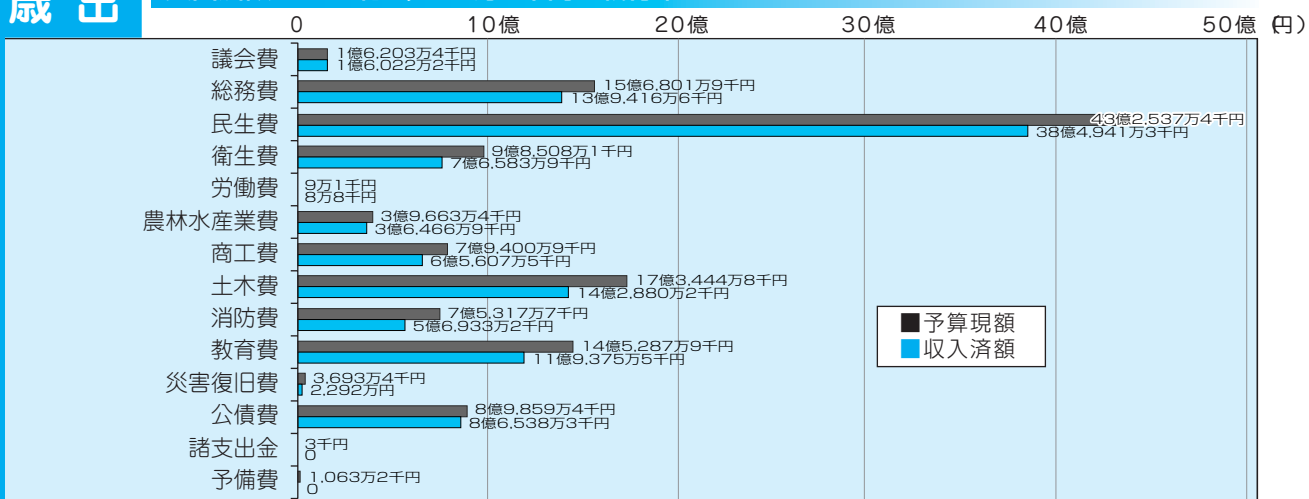
歳入

収入済額 112億8,874万3千円 執行率 86.1%

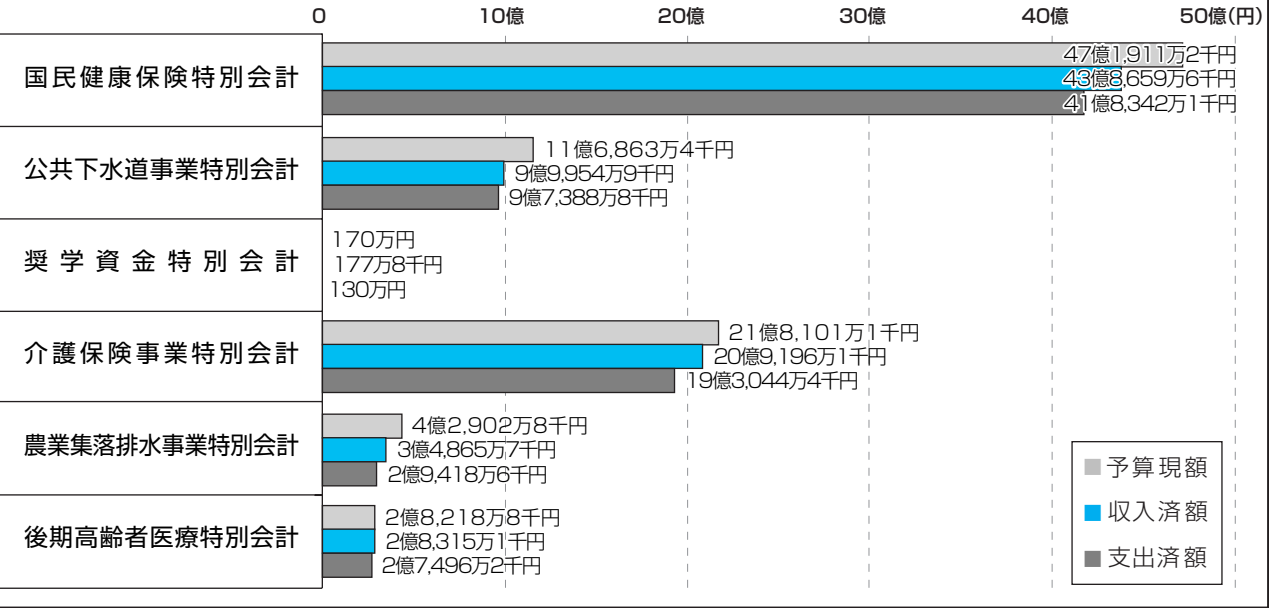


歳出

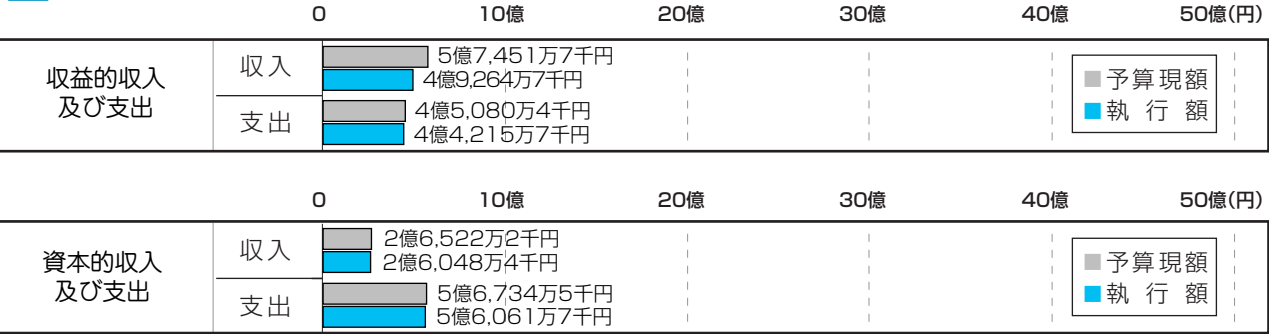
支出済額 112億7,066万4千円 執行率 85.9%



特別会計

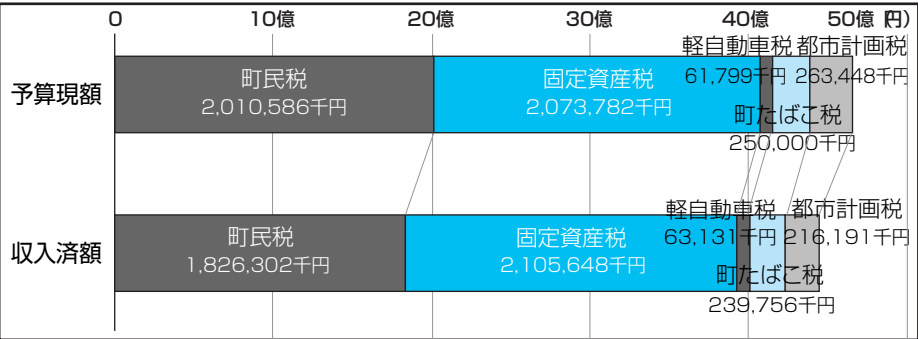


水道事業会計

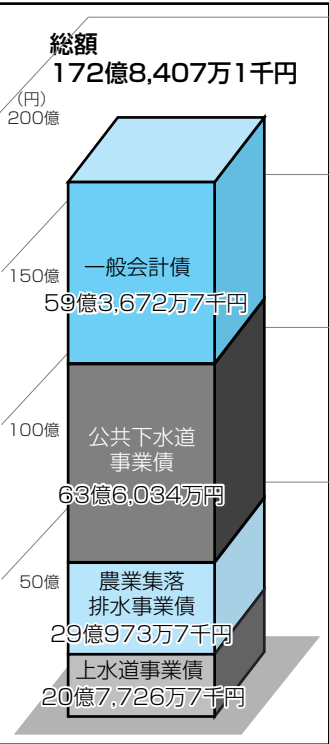


・資本的収支の収入額が支出額に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんしました。

町税の内訳



地方債現在高



税の負担状況

平成24年3月末現在 人口 39,496人 世帯 14,395世帯

	町民税	固定資産税	軽自動車税	町たばこ税	都市計画税
一人当たり	46,240円	53,313円	1,598円	6,070円	5,474円
一世帯当たり	126,871円	146,276円	4,386円	16,656円	15,018円

平成24年度 壬生町各部の運営紹介

様々な分野のまちづくりを着実に進めることで、日本一！住みやすいまち・みぶ”に近づいていくんだねえ～♪楽しみだねえ～♪



壬生町の部編成

総務部、民生部、経済部、建設部、教育委員会、他

町の経営資源

- ①全職員数 261人※町長・副町長、県からの派遣職員は除く。
- ②平成24年度当初予算額 ……………22,041,690千円
- 内訳) 一般会計 ……………11,320,000千円
- 国民健康保険特別会計 ……………4,509,480千円
- 公共下水道特別会計 ……………1,697,208千円
- 介護保険事業特別会計 ……………2,419,728千円
- 農業集落排水事業特別会計 ……………763,477千円
- 後期高齢者医療特別会計 ……………318,123千円
- 水道事業会計 ……………1,012,074千円
- 奨学資金特別会計 ……………1,600千円
- ※水道事業会計の予算額は、収益的支出と資本的支出の合計



民生部

構成：住民課、健康福祉課、こども未来課、生活環境課
経営資源

- ①職員数101人（全職員の38.7%）
- ②平成24年度当初予算額 11,171,493千円（全予算額の50.7%）

運営方針

- 来庁者に満足していただけるよう、ワンストップサービスで明るい窓口対応をします。
- 医療機関と連携し、“メディカルタウン（医療最先端のまち）”の推進を図ります。
- 災害時要援護者対策のため高齢者見守りネットワークの構築を図ります。
- 子どもを安心して生み育てられる子育て支援策及び出産育児支援策を充実します。
- 地域住民と行政が一緒になって地域の課題を解決する“地域会議”を設立します。
- 東日本大震災で発生した瓦礫の広域処理を行い、被災地の復旧・復興に協力します。

各課の主な事業

- 住民課 来庁者の満足度向上、特定健康診査
- 健康福祉課 高齢者見守り事業、高齢者介護予防、生活支援事業の充実
- こども未来課 こんにちは赤ちゃん祝金事業の創設、予防接種事業の拡大、第3子以降保育料無料
- 生活環境課 町民活動支援事業の創設、地域会議の創設、住宅用太陽光発電システム設置補助、消費生活センターの設置



建設部

構成：都市計画課、建設課、水道課、下水道課
経営資源

- ①職員数37人（全職員の14.2%）
- ②平成24年度当初予算額 5,020,949千円（全予算額の22.8%）

運営方針

- みぶハイウェーパークの拡充を図るため、施設の再整備計画を策定します。
- 4月から始まりました東武4駅周辺の放置自転車の適正管理を行い、すみよいまちに貢献します。
- 安全で利用しやすい道路の充実を図るため、緊急度の高い道路から計画的に整備を進めます。
- 配水管の更新や拡充により、水道の安定供給を図ります。
- 管路整備の推進や処理施設の拡充により、下水道の普及促進を図ります。

各課の主な事業

- 都市計画課 みぶハイウェーパークの充実、放置自転車対策事業 花のまちづくり事業、建築物耐震改修促進
- 建設課 六美地区雨水排水対策事業、幹線道路の整備推進、生活道路の整備推進、町営住宅の維持管理
- 水道課 老朽管の更新、配水管の整備
- 下水道課 北部処理場増設工事、黒川東部地区管路施設工事



総務部

構成：総務課、総合政策課、税務課
経営資源

- ①職員数49人（全職員の18.8%）
- ②平成24年度当初予算額 4,333,304千円（全予算額の19.6%）



運営方針

- 時代の変化に対応出来る人材育成に取り組み、職員の政策形成能力を高めます。
- 自治会単位による自主防災組織を育成し、地域での防災体制の確立を目指し、市民の防災意識の高揚を図ります。
- デマンドタクシーを導入し、市民誰もが“日常生活の足”として身近に利用出来る公共交通の構築を図ります。
- 町税等の現年度分及び滞納繰越分を、前年度以上の収納率（額）の向上を図ります。

各課の主な事業

- 総務課 人材の育成、地域防災計画の策定、自主防災組織の設立
- 総合政策課 デマンドタクシーの運行、行政外部評価の導入、“まちづくり”住民会議、町勢要覧の作成
- 税務課 都市計画税率の引き下げ、町税等収納率の向上

経済部

構成：農政課、商工観光課
経営資源

- ①職員数17人（全職員の6.5%）
- ②平成24年度当初予算額 548,646千円（全予算額の2.5%）

運営方針

- みぶブランド推進のため、商品の認定制度を確立し、PR活動に取り組みます。
- 12月に分譲開始するみぶ羽生田産業団地への企業誘致を積極的に行います。
- リニューアルした“おもちゃ博物館”の集客力アップを図ります。
- かんぴょう伝来300年にちなんだイベントでまちの活性化を図ります。
- 特産物（苺、干瓢、トマト等）の生産振興を支援します。

各課の主な事業

- 農政課 とちぎ・かんぴょう伝来300年記念大会、地産地消推進、地域特産物推進
- 商工観光課 みぶブランド推進、みぶ羽生田産業団地企業誘致の推進、中小企業融資制度事業、産業振興奨励事業

みぶ羽生田産業団地に雷エネルギー注入中だよ！

無限の雷パワーを蓄えた“産業未来基地”で活躍する企業を募集してるよ！
僕は、おもちゃ博物館にいるから、遊びに来てね！



教育委員会事務局

構成：学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課
経営資源

- ①職員数45人（全職員の17.2%）
- ②平成24年度当初予算額 838,451千円（全予算額の3.8%）

運営方針

- 学校校舎の耐震工事をを行い、安全で快適な学習環境整備を推進します。
- より一層の学校給食の充実と保護者の経済的負担を軽減します。
- 心豊かな子どもの育成のため、学校・家庭・地域が一体となる活動を支援します。
- 生涯スポーツ活動を推進します。
- 市民のニーズに対応できる新体育館整備を検討します。

各課の主な事業

- 学校教育課 小中学校施設改修等工事、スクールランチサポート事業、小中学校学力向上支援、学校パソコンネットワーク整備
- 生涯学習課 家庭教育推進事業、嘉陽が丘屋内運動場耐震補強等工事、歴史民俗資料館企画展
- スポーツ振興課 ゆうがお馬拉ソンの開催、郡市駅伝への町単独チーム出場支援、統合型地域スポーツクラブの育成支援、新体育館の検討



その他の課、局

構成：会計課、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局
経営資源

- ①職員数12人（全職員の4.6%）
- ②平成24年度当初予算額 128,847千円（全予算額の0.6%）

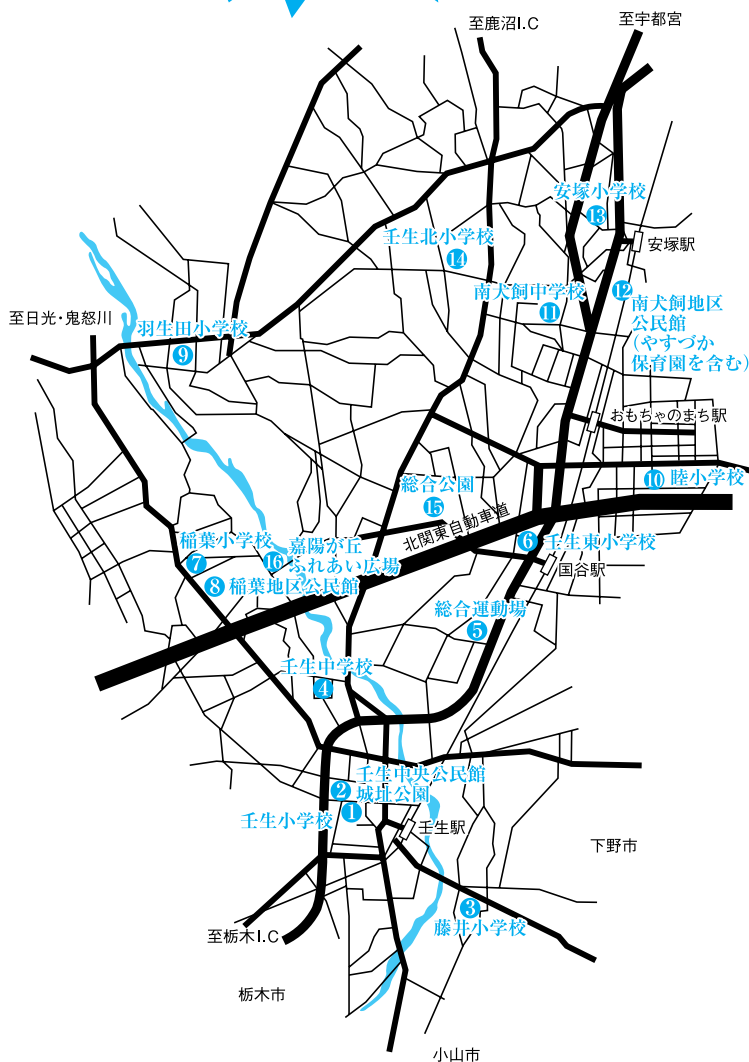
運営方針

- 会計課 ●収入・支出の事務処理の確実かつ更なる適正化に向け、公会計システムの改善を図り、一層の事務合理化を図ります。
- 議会事務局 ●議会の機能が十分に発揮できるよう、円滑な議会運営に努めます。
- 監査委員事務局 ●監査内容の充実及び監査時間の短縮を図り、効果的な監査成果を得るため、執行機関との調整及び事務の執行を図ります。
- 農業委員会事務局 ●担い手への利用集積に向けた斡旋・調整活動等を行い、遊休農地の解消を図ります。



もしも!!のときの指定避難場所

備えあれば憂いなし、
天災は突然起こります。
普段から避難場所を確認し、
油断せず災害に備えましょう!



- 非常用持出品の準備
- 2〜3日分の食料、飲料水等の備蓄
- 家族内の連絡方法の確認
- 防災マップ・ハザードマップで確認

No	指定避難場所	電 話	所 在 地	収容地区名
1	壬生小学校	82-0049 FAX 82-0121	本丸2丁目3-7	下表町、中表町、下横町、今井、上表町、東下台、下台団地、城東町、栄町
2	壬生中央公民館 城址公園	82-0108 FAX 82-0042	本丸1丁目8	仲通町、上通町、駅東、県営壬生住宅、城内、城南、舟町
3	藤井小学校	82-0102 FAX 82-4684	大字藤井1267	馬場、原宿、田向稲荷内、上坪、前宿坪、台坪
4	壬生中学校 ※を参照ください。	82-6690 FAX 82-2048	大字壬生甲2770	万町、上新町、壬生下馬木、西高野、金ヶ淵、福和田
5	総合運動場	82-2345 FAX 82-2706	大字壬生甲3828	三好町、旭町、星の宮、六美町南部、六美町中央、車塚
6	壬生東小学校	82-0079 FAX 81-1384	落合三丁目5-21	至宝町北、至宝町南、ひばりヶ丘、落合
7	稲葉小学校	82-1004 FAX 82-1572	大字上稲葉881	下町、上町、本郷、松原
8	稲葉地区公民館	82-7374	大字上稲葉932	原坪、鹿島、稲葉下馬木

No	指定避難場所	電 話	所 在 地	収容地区名
9	羽生田小学校	82-1022 FAX 82-8410	大字羽生田2139-1	西部、中央、北原、台宿、下坪
10	睦小学校	82-4824 FAX 82-4954	大字壬生丁230-1	六美町北部、緑町一丁目〜四丁目、幸町一丁目〜四丁目、おもちゃのまち、いずみ、若草
11	南犬飼中学校	86-0134 FAX 85-1205	大字北小林743	北小林、あけぼの
12	南犬飼地区公民館(やすづか保育園を含む)	86-0031	大字安塚1179	上長田、安塚南部
13	安塚小学校	86-0034 FAX 86-0042	大字安塚2078	安塚一、安塚二、安塚三、安塚中央
14	壬生北小学校	86-0064 FAX 86-1058	大字北小林190	上田、中泉、助谷、助谷原
15	総合公園	86-7117 FAX 86-7112	大字国谷783-1	国谷中央、国谷新田、国谷本田、東原、鯉沼
16	嘉陽が丘ふれあい広場	82-1014	大字上稲葉1056-8	災害時による要援護者

※洪水時には避難所として使用できない場合があります。その場合の避難所は福和田地区は総合運動場、その他の地区は中央公民館・城址公園となります。

町消防団ポンプ操法大会・消防交通フェア開催



4月29日、町総合公園陸上競技場において、「第31回壬生町消防団ポンプ操法大会」及び「第9回消防交通フェア」が開催されました。

ポンプ操法大会は、団員の士気高揚と消防技術の向上を目的に、町消防団(関本和夫団長・団員203名)により行われているもので、消防団各部が日頃の訓練の成果を発揮し、ポンプ操法の技術を競いました。

消防交通フェアでは、パトカーやはしご車の展示、防災ヘリによる防災訓練、交通安全協会・交通安全母の会・交通指導員による交通安全啓発物の配布、女性防火クラブによる住宅用火災警報器の広報等が行われ、会場に集まった方々に交通安全や防災への意識の向上を呼びかけました。

成績

自動車ポンプの部

- 優勝** 第3分団第5部
(至宝・六美・ひばりヶ丘・若草・いずみ・落合・国谷・あけぼの地区)
- 準優勝** 第3分団第1部
(安塚・緑町・幸町・おもちゃのまち・北小林地区)
- 第3位** 第1分団第1部
(上表町・中表町・下表町・下横町・今井・東下台・下台団地・城南地区)

小型ポンプの部

- 優勝** 第2分団第5部
(下稲葉地区)
- 準優勝** 第1分団第3部
(万町・上新町・下馬木・西高野地区)
- 第3位** 第1分団第5部
(三好町・旭町・星の宮・車塚地区)



第3分団第5部



第2分団第5部

自動車ポンプの部

個人
(優秀賞)

指揮者	栗原 徹	(3-1)
一番員	渡辺 翼	(3-1)
二番員	山田 恭史	(3-5)
三番員	亀田 充宏	(3-1)
四番員	芦澤 正人志	(1-1)

小型ポンプの部

指揮者	田邊 正剛	(2-5)
一番員	楡木 崇	(2-2)
二番員	鯉沼 健	(2-5)
三番員	大塚 尚	(1-3)

自動車ポンプの部

個人
(努力賞)

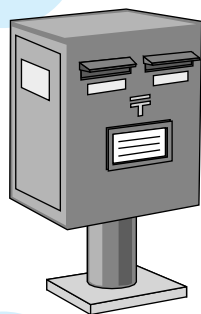
指揮者	大場 孝悦	(2-1)
一番員	伊藤 邦孔	(2-1)
二番員	横倉 教容	(2-1)
三番員	落合 政夫	(2-3)
四番員	成井 誠	(1-2)

小型ポンプの部

指揮者	糸川 一範	(3-4)
一番員	大栗 紀行	(2-4)
二番員	杉山 和美	(2-2)
三番員	細井 国裕	(3-2)



町民税・県民税の納税通知書を送付しました



平成24年度町民税・県民税納税通知書（普通徴収分および公的年金からの特別徴収分）を、6月11日（月）に送付しました。平成24年度の町民税・県民税の税額は前年（平成23年1月～12月）の所得等から計算しています。納税通知書がお手元に届きましたら、内容をご確認ください。町民税・県民税が非課税となっている方には納税通知書は送付していません。

1期の納期限は7月2日（月）です。納期限内の納付をお願いします。なお、給与所得者の納税通知書（特別徴収税額決定通知書）は、勤務している会社等の給与支払者（特別徴収義務者）あてに、5月14日（月）に送付しました。

町民税・県民税における扶養控除の制度改正について

子ども手当（現 児童手当）の創設や高校授業料無償化の政策の実現の影響により、町民税・県民税の扶養控除が改正されました。平成24年度分の町民税・県民税から適用されます。（所得税は平成23年分から適用されています。）

- 16歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）が廃止されます。
- 16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）が廃止され、扶養控除の額が33万円となります。

年齢別の町民税・県民税及び所得税の扶養控除等の概要

年少扶養控除	一般扶養控除	特定扶養控除	一般扶養控除	老人扶養控除	年齢
33万円 〈38万円〉 ↓ 廃止	上乗せ部分12万円 〈25万円〉 ↓ 廃止	45万円 〈63万円〉	33万円 〈38万円〉	33万円 〈48万円〉	
～15歳 子ども手当の対象	16歳～18歳 高校授業料無償化	19歳～22歳	23歳～69歳	70歳～	
控除対象扶養親族					
扶養親族					

※16歳～18歳の特定扶養控除は一般扶養控除に移行

※上段の金額が町民税・県民税の控除額、下段〈 〉内の金額が所得税の控除額

問合せ先

町総務部税務課町民税係

☎ 81-1817

平成24年度の国民健康保険税納税通知書、後期高齢者医療保険料・介護保険料納入通知書は7月中旬ごろ発送します

平成24年度の後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料は、被保険者の方全員に等しく負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計額となり、平成23年中の所得をもとに、個人ごとに計算されます。

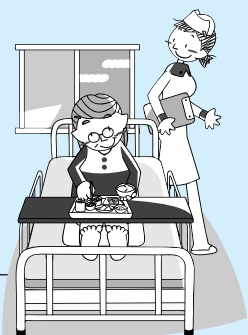
均等割額 42,000円	+	所得割額 基礎控除 83万円)後の 総所得金額等 × 所得割率8.54%	=	年間保険料※ 上限55万円 (100円未満切り捨て)
-----------------	---	--	---	----------------------------------

※年度の途中で被保険者資格を取得した方の場合、保険料は取得した月からの月割で計算されます。
なお、平成23年度に行われた保険料の軽減措置は、平成24年度においても継続されます。

問合せ先

栃木県後期高齢者医療広域連合

☎ 028-627-6805



平成24年度から介護保険料が変わります

65歳以上の方の介護保険料は3年ごとに見直しを行います。

介護サービスの利用量は近年増加が著しく、今後も増大することが見込まれることなどから、介護保険事業計画を見直し、介護保険料の大幅な改定が必要となりました。

壬生町の基準額（平成24～26年度） 月額4,600円（年額55,200円）

新段階 （平成24年度～）	旧段階 （～平成23年度）	対象となる方	介護保険料 （年額）
第1段階 基準額×0.50	第1段階	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で 老齢福祉年金を受給している方	27,600円
第2段階 基準額×0.50	第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得 金額+課税年金収入額が80万円以下の方	27,600円
第3段階 基準額×0.75	第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1・2段階に 該当しない方	41,400円
第4段階	基準額×0.90	世帯の誰かに住民税課税されているが、本人 は住民税非課税、かつ、前年の合計所得金額 +課税年金収入が80万円以下の方	49,600円
	基準額×1.00	世帯の誰かに住民税課税されているが、本人 は住民税非課税、かつ、前年の合計所得金額 +課税年金収入が80万円を超える方	55,200円
第5段階 基準額×1.25	第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125万円未満の方	69,000円
第6段階 基準額×1.50	第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125万円以上200万円未満の方	82,800円
第7段階 基準額×1.75	第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 200万円以上400万円未満の方	96,600円
第8段階 基準額×2.00	第6段階 第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 400万円を超える方	110,400円

平成24年度の介護保険料額の決定通知について

- 普通徴収（納付書又は口座振替）の方
→ 7月中旬に「介護保険料納入通知書」をお送りします。
- 特別徴収（年金からの天引き）の方
→ 9月上旬に「介護保険料特別徴収開始通知書」をお送りします。

※介護保険料は、年金受給額によって納め方が法律で定められています。

介護保険料はみなさんが安心して介護保険サービスを利用するための
大切な財源になりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



問合せ先

介護保険料に関すること 町総務部税務課諸税係
介護サービスに関すること 町民生部健康福祉課介護保険係

☎ 81-1819・1879

☎ 81-1876

年 金未納を ストップ! 免 除制度を 活 用しましょう

～国民年金保険料を納めることが困難な場合は、
万一のために保険料免除制度を活用しましょう～

保険料が未納のままですと、老齢基礎年金が受給できなくなったり、減額となるほか、病気や怪我・死亡など不慮の事態が発生した時に、障害基礎年金・遺族基礎年金などが受けられない場合があります。

申請の種類は、一般の被保険者と学生を対象とした2種類に分けられます。免除申請が認められた期間は、老齢基礎年金を請求する際の受給資格期間に算入されるとともに、承認期間から10年以内であれば、追納（3年度目を経過すると加算額が上乗せされます）することもできます。（何も手続きをしないと、納付可能期限は2年間になります。）

将来、収入が回復したときはなるべく保険料が納付できるように、そして、年金受給権の確保や、もしものときの生活保障のために、免除申請の手続きを行いましょう。

申請免除・納付猶予制度

本人・配偶者・世帯主の所得審査により、保険料の納付が免除・猶予される制度です。

7月1日～翌年6月30日が申請対象期間になります。

●平成24年6月までの保険期間 >>> **平成24年7月31日までの受付**となります。
(平成22年中の所得が審査対象となります)

●平成24年7月からの保険期間 >>> **平成24年7月1日からの受付**となります。
(平成23年中の所得が審査対象となります)

〔対象となる所得（扶養申告）が未申告ですと、免除審査が遅れることがありますので、必ず確認をお願いいたします。〕

1. 全額免除

保険料の全額（月額14,980円）が免除されます。

免除が認められた期間は、老齢基礎年金受給時に年金額が1/2として計算されます。

○所得基準額 { (扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円 } 以下 (表A)

2. 一部納付（一部免除）

指定された保険料の一部を納付することにより、残りの保険料が免除(1/4・半額・3/4)されます。免除が認められた期間は、老齢基礎年金受給時に年金額がそれぞれの割合で計算されます。

◆3/4免除 (1/4 = 月額 3,750円納付) → 受給割合額5/8 (表B)

◆1/2免除 (半額 = 月額 7,490円納付) → 受給割合額6/8 (表C)

◆1/4免除 (3/4 = 月額 11,240円納付) → 受給割合額7/8 (表D)



〔指定された保険料を納めない場合は、一部免除は認められず、未納期間として取り扱われます。老齢基礎年金の受給資格期間や、受給額に反映されないばかりでなく、病気や怪我・死亡といった不慮の事態が生じた場合に、障害・遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、ご注意ください。〕

●免除対象となる所得基準額の目安：平成23年分所得

(万円)

世帯構成（例）	全額免除①	一部納付（社会保険料を含む）		
		3/4免除②	1/2免除③	1/4免除④
単身世帯（扶養0人）	57万円	93万円	141万円	189万円
夫婦世帯（扶養1人）	92万円	142万円	195万円	247万円
4人世帯 （妻と子供2人扶養）	162万円	230万円	282万円	335万円

※申請者本人・配偶者・世帯主の所得が、いずれの基準にも該当することが必要です。

退職（失業者に対する特例制度）

退職に伴う特例制度では、申請者・配偶者・世帯主の所得審査のうち、退職（失業）者の所得を除外いたしますので、通常の免除申請よりも有利な審査となります。審査基準は、全額免除・一部納付に準じますので、前表の所得基準額をご参照ください。

必要なもの

雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票、公的機関が離職について証明した書類

30歳未満の方は若年者納付猶予制度

★7月1日～翌年6月30日が、申請対象期間になります。

★30歳未満(若年者)の第1号保険者（学生を除く）は、本人及び配偶者の所得が、申請免除の全額免除と同基準（表A）に該当すれば、保険料納付が猶予されます。

※納付猶予期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、受給額の計算には反映されませんので、ご注意ください。

学生納付特例制度

20歳以上の学生（修業年限1年未満の科目履修生等を除く）が対象の免除制度です。

★4月1日～翌年3月31日が申請対象期間となります。

★在学中、毎年申請手続きが必要です。

★所得基準額……学生自身の所得が、申請免除の1/2免除と同基準（表C）に該当すれば、保険料納付が猶予されます。

※納付特例期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、受給額の計算には反映されませんので、ご注意ください。

《法定免除》

法令に定められた下記の項目に該当すると、保険料が免除されます。

- 障害基礎年金、障害厚生（共済）年金の1級・2級を受給されている方
- 生活保護法による生活扶助を受けている方

免除の手続き

申請方法：原則、毎年申請が必要です。（一部の全額免除・納付猶予該当者を除く）

必要なもの：年金手帳・印鑑・届出者の本人確認ができるもの（免許証・保険証等）

●失業特例免除 → 雇用保険受給資格者証・離職票等の離職を証明する書類

●学生特例納付 → 学生証コピー（在学期間がわかるもの）または在学証明書

申請窓口：役場住民課国保年金係または稲葉・南犬飼出張所



問合せ先

◆ねんきんダイヤル
栃木年金事務所 お客様相談室
町民生部住民課国保年金係

☎0570-05-1165
☎22-4134
☎81-1827

利用していますか？ 医療費助成制度

こども・妊産婦・障がい者・ひとり親家庭



● 受給資格登録の申請手続き ●

町では、こども・妊産婦、身体の不自由な方やひとり親家庭の児童・親を対象に、医療機関にかかった際の医療費（保険診療の自己負担額）を助成しています。この助成を受けるには受給資格者証の交付を受け、医療費の助成申請をしていただくことになります。

下の表をご参考に、各制度をご理解いただき、該当されている方で登録手続きが済んでいない方は手続きしてください。

種類	対 象 者	登録手続きに必要なもの	手続きする所	そ の 他
こども	町内に住む中学校3年生までの児童を養育されている方	健康保険証	こども未来課 (子育て支援係) ☎81-1831 稲葉・南犬飼出張所	・児童福祉施設又は知的障害者援護施設に入所中で他市町村の国民健康保険に該当している方は対象外です。
妊産婦	妊娠届出の月の初めから出産された翌月末までの妊産婦の方	健康保険証		・流産も含みます。 ・妊娠に関する診療は、届出以前の分も対象になるものもありますので、お問い合わせください。
ひとり親家庭	ア 満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童がいるひとり親家庭 イ 両親のどちらか一方が定められた障がいである場合、その世帯の障がいのない親と児童 ウ 父母のいない満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を扶養している方で配偶者のいないその方本人とその児童（配偶者がいる場合にはその児童のみ）	◆ 児童扶養手当受給者の方（予定者も含む） ・健康保険証 ◆ 児童扶養手当に該当しない方 ・健康保険証 ・戸籍謄本（申請者と対象児童の記載があり、支給要件が分かるもの） ・転入者の場合は、前住所地の所得証明書等 ※支給要件によって、その他書類の提出が必要な場合があります。	こども未来課 (子育て支援係) ☎81-1831	・所得制限があります。 ・児童福祉施設又は知的障害者援護施設に入所中で他市町村の国民健康保険に該当している方は対象外です。
障がい者	・身体障害者手帳1～2級の方 ・療育手帳A1・A2の方 ・知的障がいB1程度で、身体障害者手帳が3～4級と重複している方	・健康保険証 ・身体障害者手帳又は療育手帳	健康福祉課 (社会福祉係) ☎81-1829	・特別養護老人ホーム等の施設に入所中で他市町村の住所を有し後期高齢者医療制度に該当している方は対象外です。

● 医療費助成の受け方 ●

申請方法

助成申請書に必要事項を記載押印のうえ、領収書（受診者名、保険点数、負担割合などが明記されているもの）を添付して提出してください。郵送でも受け付けています。

※保険点数などの記載のないレシート等の場合には、申請書の医療機関記入欄に証明を貰ってください。

申請期間

医療機関を受診した翌月から受付できます。

医療機関を受診した月から1年以内に提出してください。（1年を超えたものは、お預かりできません。）

助 成 額

医療機関で支払った医療費（健康保険が適用になる診療の自己負担額）。薬局も含みます。

※高額療養費、附加給付金等がある場合にはその額を差し引いた額となります。

加入保険にてお手続きされた後、支給明細書を添付して申請してください。

※学校管理下での怪我等による診療は、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度が優先されます。

学校安全会など学校へ請求手続きをされた方は、医療費助成制度対象外となります。

※健康保険が適用にならないもの（健診・予防接種・血液型検査・文書代・差額ベット代・選定療養費等）及び食事療養費は対象外です。

※通常は、助成申請された翌月末頃お振込み予定です。

※3歳までのお子さんが県内の医療機関を受診される場合には、受給資格者証及び健康保険証を提示されると窓口で直接助成が受けられます。

そ の 他

・登録されている方で、住所や加入保険等が変更になった場合には変更届出が必要です。

・中学校3年生までのお子さんの中には、こども医療費受給資格者証に記載された期間が延長されていない方もおります。窓口にて順次差し替えていますので、お申し出ください。

外国人住民の方にお知らせです

7月9日から従来の外国人登録法は廃止され、外国人の方も住民票に載るようになります。
対象となる方には「仮住民票の内容」を送付させていただいております。

★外国人登録証明書の住所や在留資格・期間等の変更がされていないと、住民票を正しく作成することができません！
登録証明書をパスポートなどに見比べていただき、変更していない内容については速やかに手続きをしてください。

対象となる方には、新たに「在留カード」 特別永住者証明書」が発行されます

- ・特別永住者証明書は、特別永住者の方が対象で、市町村での交付となります。
在留カードは、それ以外の方が対象となり、入国管理局での在留期間更新手続き等の際に発行されます。
…7月9日以降も、切替期間中は、現在の「外国人登録証」が「在留カード」「特別永住者証明書」とみなされます。

切替期間及び取扱機関

カ ー ド	対 象 者	切 替 期 間	取扱機関
在留カード	3カ月を超える在留資格を持つ方	在留期間の満了日(※)	入国管理局
	永住者	3年間(※)	
特別永住者証明書	特別永住者	3年間もしくは外国人登録証の確認切替日(※)	市町村役場

※ただし、切り替え期間内に16歳になる方はその誕生日までに手続きが必要です。

今後は、町外にお引越しをする際にも役場で手続きをする必要があります

- ・日本人の方と同じく、町外へ住所を移す時には、まず壬生町で「転出」の届出をする必要があります。
この時に発行される「転出証明書」がないと、移動先の市町村で手続きができませんのでご注意ください。
転出の手続きは、住所を移す日の14日前から受付することが出来ます。
- ・住所を移した時には、移した日から14日以内に届出をする必要があります。
期間内に届出しなかった場合、在留資格の審査等に影響することがあります。
- ・手続きには在留カードまたは特別永住者証明書（みなされている外国人登録証を含む）が必要となります。
なお、壬生町では、外国人の方を含むお引越しの場合は、出張所ではお取扱いできません。
お手数料をおかけしますが、役場本庁までお越しください。

一部の手続きが簡単になります

- ・現在は、パスポートや在留資格、在留期間を更新した際に、市町村に届出をしていただいておりますが、7月9日からは、これら入国管理局で行う手続きについては、再度市町村へ届出をする必要がなくなります。

◎問合せ先

- ・在留カード、在留期間等について
東京入国管理局宇都宮出張所（宇都宮市本町4番15号 宇都宮N1ビル1階） ☎028-600-7750
- ・特別永住者証明書、住民票等について
町民生部住民課（壬生町通町12番22号） ☎0282-81-1825

7月は「社会を明るくする運動」並びに「青少年の非行・被害防止全国強調月間」です

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとするとともに、一人ひとりの子どもを、非行に走ることなく健全に育成するため、青少年の非行防止と保護を社会全体の責務としてとらえ取り組む、全国的な運動です。

“社会を明るくする運動”

「社 会を明るくする運動」はすべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で62回目を迎えます。

今年は「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」と題して、罪を犯した人たちの立ち直り等の活動を進めていきます。

“青少年の非行・被害防止全国強調月間”

内 閣府では、昭和54年の国際児童年を契機として、学校が夏休みに入る毎年7月に「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」と定め、関係省庁、都道府県、市町村、民間団体と連携しながら総合的な非行防止活動を展開していました。

平成22年から、福祉犯の被害防止も課題に加え、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と名称を変更して活動を展開していきます。

“みんなで考え、参加してください”

「社 会を明るくする運動」、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」では、街頭広報、ポスターの掲出、新聞やテレビ等の広報活動に加えて、だれでも参加できるさまざまな催しを行っています。イベントに参加したり、このページを見たことなどをきっかけにして、どうして犯罪や非行が起きてしまうのか、安全で安心な暮らしをかなえるために、今、何が求められているのか、そして、自分には何ができるのかを、みなさんで考えてみませんか。

壬生町での取り組み



学校での携帯電話講習会



のぼり旗による啓発活動（社会を明るくする運動）

下野保護区保護司会壬生町分区・壬生町更生保護女性会
壬生町青少年健全育成実施委員会・壬生町青少年育成指導員会

スポーツ大会で活躍した選手を表彰

壬生町体育協会(松本幸三会長)は、5月25日(金)に開催した総会において、平成23年度の大会で活躍した選手を体育協会の表彰規程に基づき選考し、表彰しました。

表彰された方々は、次のとおりです。



受賞者

(敬称略 順不同)

- 大栗 洋人 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 大槻 智彦 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 奈良田 康 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 入江 康太 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 松井 真之介 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 石村 英也 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 大牧 千菜美 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 大牧 賢也 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 渡辺 悠太 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 高山 浩輝 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 多賀谷 歩 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 生沼 新 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 鈴木 翔太 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 篠原 立樹 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 福田 奨馬 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 諏訪 盛哉 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 早乙女 拓 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 山口 修司 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 葭葉 峻士 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 石田 翔 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 中島 涼太 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 荒井 拓人 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 上原 和樹 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 山崎 翔 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 栗原 健 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 飯野 航平 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 安生 啓悟 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 中島 咲月 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 秋澤 佑奈 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 梁島 綾乃 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 斉藤 来未 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 田辺 悠 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 田辺 藍 第46回全日本少年剣道錬成大会(中学生の部)出場
- 木野内京士郎 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場
- 篠原 宗真 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場
- 三好 夏未 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場
- 山井 夏希 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場
- 川田 佳那子 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場
- 尾崎 天佑 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場
- 半井 康介 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場
- 齋藤 隼佑 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場
- 吉柴 豪洋 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場
- 古川 澄也 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場
- 中澤 航平 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場
- 小口 英之 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場
- 鶴見 利光 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場
- 清水 直也 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場
- 石田 憲二郎 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場
- 児玉 牧子 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場
- 池澤 正英 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場
- 笹井 美千恵 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場
- 田中 信義 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場
- 佐藤 力男 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場
- 池澤 みえ子 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場
- 尾崎 長二郎 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場
- 大橋 信行 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場
- 角田 英夫 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場
- 大塚 孝次 第46回全日本少年剣道錬成大会(小学生の部)出場

「人・農地プラン」による新制度について

「人・農地プラン」とは、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」を解決するため、地域の話し合いによって、【①地域の中心となる経営体、②中心となる経営体にどうやって農地を集めるか、③地域農業のあり方】をまとめたものです。

①～③を地域の合意の下で定め、町で開催する検討会を経て、町の計画として正式決定します。

「人・農地プラン」に位置付けられると、以下の事業対象となることが出来ます。

青年就農給付金

農業を始めて間もない方（平成20年4月以降就農）に給付金を給付します。

【給付金額】 150万円/年（最長5年）

【交付対象者】 ①原則として45歳未満で、独立・自営就農する方
②「人・農地プラン」に位置付けられる方
③就農後の所得（本給付金以外）が250万円以下の方

※1. ①の独立・自営就農とは、自ら作成した経営開始計画に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には以下の要件を満たすものです。

- ・自ら農地の所有権もしくは利用権（第3者からの貸借が過半）を有している
- ・主要な機械、施設を自ら所有、貸借している
- ・本人名義で生産物を出荷、取引している
- ・本人名義の通帳があり、売り上げや経費の支出などの経常収支を自らの通帳、帳簿で管理している

※2. 農家子弟であっても、経営継承であるなど条件を満たせば対象になります。

農地集積協力金

地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者に、協力金を交付します。以下の2つのメニューがあります。

（1）経営転換協力金

【交付単価】 貸付を行う面積に応じて、30万～70万円/戸の範囲内で町が交付単価を決定します。

【交付対象者】 ①土地利用型農業から経営転換する農業者
②リタイアする農業者
③農地の相続人

【交付要件】 ①「人・農地プラン」に位置付けられていること
②農業者戸別所得補償制度の加入者であること
③遊休農地の保有者でないこと
④農地利用集積円滑化団体または農地保有合理化法人に全ての自作地を白紙委任すること
⑤今後10年間土地利用型作物、もしくは農産物の販売を行わないこと

（2）分散錯圖解消協力金

【交付単価】 5千円/aの範囲内で町が交付単価を決定します。

【交付対象者】 地域の中心となる経営体の経営農地に隣接する農地の所有者または耕作者。

【交付要件】 ①「人・農地プラン」に位置付けられていること
②地域の中心となる経営体の経営農地に隣接する農地について、農地利用集積円滑化団体または農地保有合理化法人に白紙委任すること（委任期間は10年以上、委任内容は6年以上）
③白紙委任した農地について引き受けることを地域の中心となる経営体が内諾していること

スーパーL資金の金利負担軽減

平成24年度以降のスーパーL資金の金利負担軽減（貸付当初5年間、実質金利無利子化）については、「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体に位置付けられた認定農業者に限られます。

上記の事業を実施するためには「人・農地プラン」に位置付ける必要がありますので、要件に該当すると思われる方は、下記問合せ先までご連絡ください。

問合せ先

町経済部農政課農業振興係

☎81-1840

地域ナンバー1！ 地域の話題を見るなら コミュニティチャンネル ◆ 地上デジタル111ch アナログ9ch ◆

auスマートフォンをお使いの方は

インターネット
ひかりギガ

+

ケーブル
プラス電話

利用料も通話料も 断然お得です！

※詳しくはお気軽にお問い合わせください。

栃木ケーブルテレビ



《壬生町の取材予定》

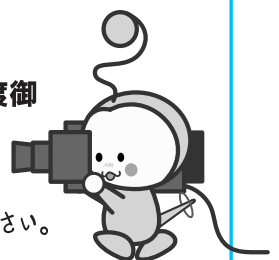
八坂祭

7/ 8(日) 出御祭
7/15(日) 還御祭、大神輿渡御

CC9ニュース 月～金の夕方6時に放送

みなさんの地域へ取材に伺います。情報をお寄せください。

0120-25-1819 携帯電話・PHSからは 0282-25-1811



「壬生町男女共同参画プラン（平成4～28年度）」について



壬 生町では、男女共同参画社会の実現をめざして、平成19年度より10カ年計画で壬生町の活動指針となる「壬生町男女共同参画プラン」を施行しております。平成23年度が中間年度にあたる事から、「配偶者への暴力」や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」等の近年における課題を取り入れた形での中間見直しを図りました。

見直したプランについては、町HPで全文掲載しております。また、町立図書館内の「男女共同参画コーナー」に閲覧用の冊子がありますのでご覧ください。

※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、健康で豊かに、多様な働き方・生き方が選択・実現できる社会のことです。（壬生町男女共同参画プランより抜粋）

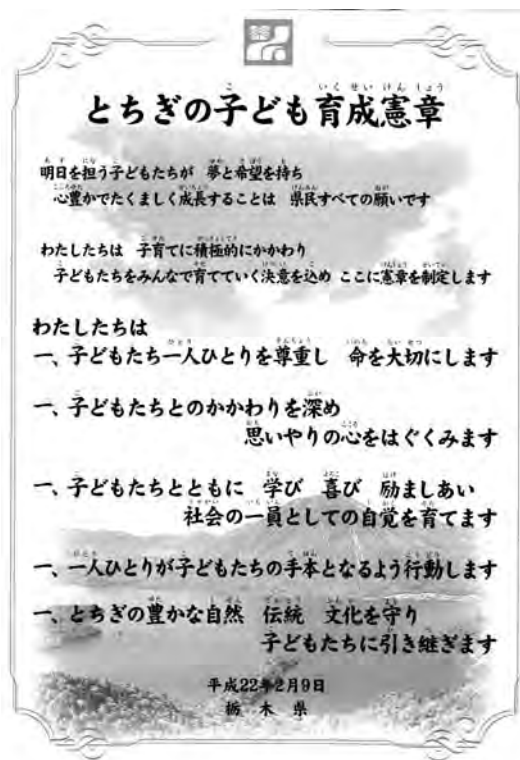
とちぎの子ども育成憲章

栃 木県では、青少年の健全育成を図るため「栃木県青少年健全育成条例」や「青少年プラン」の取り組みなど、各種施策を推進してきました。

しかし、現実には家庭や地域の教育力の低下、希薄になりつつある人とのふれあい等の問題が顕在化し、子ども・若者を取り巻く環境は、年々厳しくなっています。



そこで、心豊かでたくましい青少年を育てるために、大人の自覚と行動を促し、一人ひとりが実践していくための基本理念や行動指針として、平成22年2月に「とちぎの子ども育成憲章」を制定いたしました。青少年の健全育成を図るため、憲章の理念・指針を身近な所から実践していきましょう。



よいそう手つながる心 社会福祉法人 関記念 栃の木会

介護老人福祉施設 しもつけ荘 ☎0282-86-0177
認知症老人グループホーム うらら ☎0282-86-8600
〒321-0207 栃木県下都賀郡壬生町大字北小林812
介護老人保健施設 みなと荘 ☎0282-86-3710
〒321-0207 栃木県下都賀郡壬生町大字北小林815

介護老人福祉施設 いしばし ☎0285-52-1484
〒329-0502 栃木県下野市下古山1174
認知症老人グループホーム いしばし ☎0285-53-8866
〒329-050 栃木県下野市上古山569-1



見学・ご相談などお気軽にお問合せ下さい。

看・介護職員募集

4月1日新築移転いたしました！

● ● ● みなと荘 ● ● ●



●オール電化・モダンな蔵作り
●デイケア→デイケアセンター(30名)
●理学療法士によるリハビリ



壬生町母子保健推進員連絡協議会感謝状贈呈



写真左から八木前会長、山口さん、堀中さん、大垣さん

4月20日、保健福祉センターにおいて「平成24年度壬生町母子保健推進員連絡協議会総会」が開催されました。

その席上において、壬生町母子保健推進員として精力的に活動し、本町の保健衛生事業の発展・推進に多大なる貢献をされ、退任された10名の方が感謝状を贈呈されました。

あらかわ
荒川ノリ子さん
おおがき
大垣 栄子さん
おぎ
小木曾順代さん
かしわざき
柏崎 悦子さん
すどう
須藤 英子さん
たかはし
高橋由紀子さん
なりた
成田 紀子さん
ほりなが
堀中ミサ子さん
もりた
森田 則子さん
やまぐち
山口 久枝さん

第5回はにしの里ふれあい花まつり開催

4月29日、壬生町黒川の里ふれあいプール駐車場において、「第5回はにしの里ふれあい花まつり」が開催されました。2年ぶりの開催となる今年は、すけがい保育園の園児によるお遊戯や町内のよさこいグループによる踊りが披露されたほか、壬生町かんぴょう大使の佐藤ひろこさんによるステージショー、飛び入り参加によるカラオケなどが行われ、まつりを盛り上げました。また無料配布として、地元特産のトマトやイチゴ、乳製品が配られました。

当日は晴天に恵まれ、多くの家族連れが楽しい一日を過ごしていました。



子育て支援センター☆ひよこ☆ 育メン教室「親子ふれあい体操」



5月12日、保健福祉センターに子育て中のパパ、ママが集まり、エアロビクスインストラクター関口まゆみ先生から、子どもと一緒に遊べるエクササイズを学びました。

会場では、ほのぼのとした雰囲気の中で、親子で楽しむ姿が見られ、普段忙しくて遊べないパパも、子ども達と触れ合いながら、柔軟・屈伸・腹筋体操で汗を流しました。普段運動不足のパパ、ママ達は筋力アップになったと喜んでいました。

地元と共に まごころサービス

鈴木自動車販売グループ

ロータスクラブ壬生車検センター

鈴木自動車販売株式会社

壬生町安塚1170-6

TEL: (86)0798

FAX: (86)0903

新車・中古車販売 くるま市店

スズキ販売壬生

壬生町安塚793-18

TEL: (86)3188

FAX: (86)3172

オートサービス安塚給油所

スタンドスズキ

壬生町安塚874-3

TEL: (86)0386

FAX: (86)0368

サイクル&モーターショップ

鈴木輪業

壬生町安塚1935

TEL: (86)0012

FAX: (86)1356

フリーダイヤル 0120-12-0798



まちのわだい

道路愛護功労者表彰

緑町三丁目自治会・六美町北部自治会が連合会会長感謝状贈呈



5月17日、県自治会館で開催された県道路愛護連合会の総会において、緑町三丁目自治会（^{しまだ かずよし}島田一良会長：写真右）と六美町北部自治会（^{おおにしよしお}大西良雄会長：写真左）が道路愛護功労者会長感謝状を贈呈されました。

この表彰は、栃木県と栃木県道路愛護連合会が毎年実施しているもので、道路愛護活動に功労のあった団体や個人に贈られるものです。

両団体とも、永年にわたり地域内町道で草花の植え付け、除草活動、空き缶拾い等の道路愛護活動を定期的に実施し、積極的に道路美化活動に取り組んでいる功績を評価されました。

下稲葉食育応援隊・保育園児 みんなで田植え

5月23日、下稲葉地内の水田（^{たかはしやういち}高橋要市さん所有）において、下稲葉食育応援隊（^{きむらはる お}木村春男隊長）の方たちとメリーランド保育園の園児たちが、一緒に古代米の田植えをしました。

これは子どもたちに農業体験を通して食の大切さを知ってもらおうと毎年実施されているもので、当日は晴天に恵まれ、気温も上昇する中さわやかな初夏の風を受け、みんな元気に田んぼに入って一本一本丁寧に苗を植えつけていきました。

園児達の笑顔が、秋の豊作を占っているようでした。



平成24年度観光振興事業功労者表彰 ^{よし ば まさ お} 葭葉昌男氏



5月24日、アピア（宇都宮市）において、平成24年度観光振興事業功労者の表彰式が行われ、（公社栃木県観光物産協会から葭葉昌男氏が表彰されました。

これは、多年にわたり壬生町観光協会副会長として地域PRに取り組み、誘客促進に尽力され、地域観光の振興に大きく貢献された功績が認められたものです。

介護でお悩みの方、お気軽にご相談ください

グループホーム 元気
☎28-6118
18名の入居施設です



ケアプランの
お手伝いします
☎82-9931



住み慣れた地域の中で、その人らしい生き方をいつまでも



デイサービスセンター元気

☎82-9930

朝夕の送迎付き、一日楽しい時間をお過ごしください
要介護にならないための、予防教室も好評です

♥社会福祉法人 敬和会♥

◆開設期間

7月14日(土)～8月31日(金)
(期間中無休)

◆開設時間

午前9時～午後6時
(入場受付は午後5時まで)

◆利用料金(一人あたり)

一般(高校生以上) 700円
小・中学生 400円
幼児 無料
ロッカー使用料(一回) 100円

◆問合せ先

(開設期間中) 黒川の里ふれあいプール
☎82-9479
(期間以外) スポーツ振興課
(町総合運動場体育館内)
☎82-2345



黒川の里ふれあいプール 7月14日(土)オープン

3月下旬に来場者が500万人を達成したことを記念し、ゴールデンウィーク期間中、みぶハイウェーパークで「来場者500万人達成記念祭」が開催されました。

特設ステージでは地元で活動するバンドや壬生町出身の歌手「NaO(なほ)」、栃木県出身で今年全国デビューをした「3cro Adventure(ミクロアドベンチャー)」のライブ、よさこい踊り等が行われ、訪れた人々を楽しませました。

また、みらい館前に設置されたテントでは、地元の農産物や大洗の海産物、軽食の販売のほか、かみなり汁の無料配布が行われ、会場は多くの人でにぎわいました。



来場500万人達成記念！ ゴールデンウィークにイベントを開催 みぶハイウェーパーク



読み聞かせ・語り聞かせ
ボランティア活動

壬生町では、平成12年度から、学校や地域の様々な教育活動に、地域の方々にボランティアとして支援していただく「学校地域支援ボランティア」活動を推進し、実績を積み重ねています。
学習活動、体験活動、環境整備、安全支援など、学校の要望に応える形で行われる支援、そして、放課後や土・日曜日等に学校の教育活動以外で行われる支援があり、様々な分野で多くの地域の方々が支援してくださっています。
内に外に開かれた学校づくり。学校と家庭と地域、それぞれの教育力がしっかりと結び合い、明日を担う壬生町の子どものための『生きる力(学ぶ力・豊かな心・健やかな』

※昨年度(H23年度) ご支援いただいた方々

- 年間を通して
・安全支援(スクールガード等) 310名
- ・環境整備 23名
- ・学習・体験活動 112名
- 活動内容に応じて
・安全支援 10名
- ・環境整備 1名
- ・学習・体験活動 849名

体』を育成していきます。
壬生町教育委員会では、「学校地域支援ボランティア」にご協力くださる方を随時募集しています。
詳しくは生涯学習課
☎0282-8111873まで
お問い合わせください。



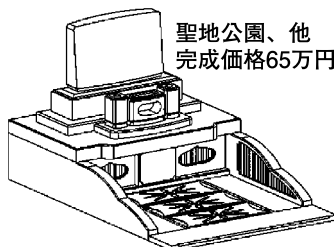
子どもたちの登下校を見守る
スクールガード活動

結び合う教育力・学校地域支援ボランティアの活躍

教育・文化・スポーツの振興に取り組む 壬生町教育委員会です！ 第26回

墓石・石工事 修理承ります

造園土木
草刈・伐採
スズメバチ駆除



聖地公園、他
完成価格65万円～



お墓ディレクターにご相談下さい

(株)県南環境 TEL 82-6700

大師町25-5/展示場：小金井駅東

《お任せください》

皆様の暮らしを守ります

- 壬生町水道施設維持管理業務
- 壬生町清掃センター焼却設備運転管理業務
- 農業集落排水処理施設各処理場巡回管理業務

○日本下水道協会賛助会員 ○日本下水道処理施設管理業協会会員 ○東京商工会議所会員

㊤セントラル工業株式会社

昭和49年2月設立 維持管理業全般 35年の実績

本社：〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南2-1-8 恵比須OTビル6階
栃木営業所：〒323-0807 栃木県小山市城東1-1-32-102

みんなの広場



わが家の アイドル

今回は8月生まれのアイドルを募集します。写真は掲載後にお返しいたします。

【締 切】 7月20日

【必要事項】 氏名(ふりがな)、保護者名、生年月日、電話番号

【申込方法】 必要事項を明記の上、役場総合政策課または稲葉・南犬飼出張所、子育て支援センターまで

【申 込 先】 町総務部総合政策課情報広報係

〒321-0292

壬生町通町12-22

Eメールアドレス

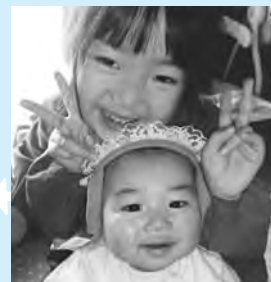
info@town.mibu.tochigi.jp



きたむらたむら
北村拓夢ちゃん(H22.6.2生)
(安塚中央)



ごとうそうた
後藤聡太ちゃん(H23.6.10生)
(福田)



あつあつ かりん
大塚伽林ちゃん(H18.6.23生)
てんせい
天晴ちゃん(H23.11.7生)
(泉宮壬生住宅)



あまが いりいと
天下谷瑠衣斗ちゃん(H22.6.7生)
(城内)



すどう か いり
須藤佳衣里ちゃん(H22.6.30生)
(至宝町南)



さずかわかん ち
鈴川寛太ちゃん(H20.8.20生)
そ な
想菜ちゃん(H23.6.6生)
(落合)

前回は、「かんぴょう」むきの道具の中では最も古い「手カンナ」について紹介しました。今回は、「かんぴょう」むきの量を飛躍的に増大させた「輪切手廻し機」(図1)について紹介します。

「輪切用手廻し機」は、輪切りにした「かんぴょう」を機械により回転させ、上から刃が付けられたカンナ部分によりむいていく機械です。この機械は、明治26年河内郡吉田村(現在の下野市)の海老原右京氏により発明され、「かんぴょう早むき器械」(図2)と名づけられました。「手カンナ」は輪切りにした「かんぴょう」を内側からむいたのに対し、「輪切用手廻し機」は外側からむくという大きな発想の転換がありました。またこの機械も、当初は輪切りにした「かんぴょう」を軸に取り付けハンドルで回転させるものでしたが、やがて歯車がつくなどの改良が図られ、写真のような形に完成しました。

このように江戸時代、壬生に

歴史民俗資料館だより

「かんぴょう」伝来三〇〇年

「かんぴょう」むき道具今昔物語

伝来した「かんぴょう」は、壬生だけではなく周辺地域の人々の努力と苦勞もあって、栃木県を代表する農産物にまで発展してきました。

町資料館では、このような「かんぴょう」にかかわる昔の道具類を探しています。もし道具類がありましたらご連絡ください。

問合せ先

歴史民俗資料館

☎0282 82-8544

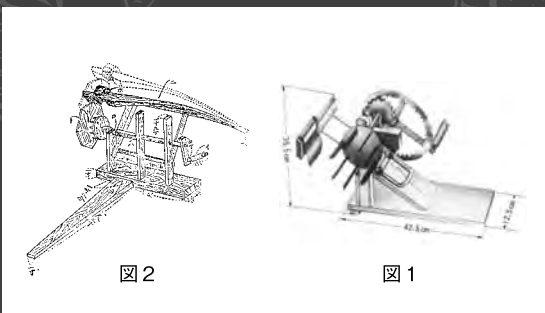


図2

図1

輪切りに用の手廻し機

パソコン初期設定

他店購入品の初期設定します。

～ フリント、無線LAN、リカバリディスク、メール等 ～

パソコン診断復旧

持ち込み診断無料!! 格安復旧。

～ おすすめメニュー ～

VHSビデオ・DVDダビング 500円



パソコンスクール

丁寧な授業で地域最安値!!

～ 50分1,500円から、テキストの持ち込みOK ～

パソコン販売

新品、中古扱い・各種設定OK

～ 新品パソコンは3年保証をお付けできます ～

あなたのパソコン生活を助けます。パソコンを楽しむなら...

ぱそこん生活・本舗

〒321-0228 壬生町大師町6-3-103

☎0282-82-1830

定休日:日曜日、月曜日 営業時間:10時～20時

町民の歌 CD 絶賛発売中

ご家族で覚えて歌おう!!



1枚 500円

なつかしのみぶ町政だより・広報みぶ縮刷版 販売中

①昭和34年～昭和52年

みぶ町政だより 縮刷版 3,000円

②昭和53年～平成元年

広報みぶ縮刷版 3,000円

詳しくは

町総務部総合政策課情報広報係 ☎81-1814

壬生町職員採用試験案内

平成24年度壬生町職員採用試験を次のとおり行います。この試験の程度は、高等学校卒業程度です。

職種及び採用人員

- ◆ 一般事務 8名程度
- ◆ 保育士 2名程度
- ◆ 運転手兼用務員 1名程度

受験資格

- ◆ 一般事務 昭和59年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方。学歴は問いません。
- ◆ 保育士 昭和59年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、保育士資格を有する方、または、平成25年3月末までに資格を取得する見込の方。
- ◆ 運転手兼用務員 昭和59年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方で、大型運転免許を有する方、または、平成25年3月末までに資格を取得する見込の方。学歴は問いません。

申込方法

- ◆ 壬生中央公民館 ☎82-10108
- ◆ 試験案内・申込書の請求 試験案内及び申込書は、①役場総務課及び稲葉出張所・南大飼出張所で7月3日(火)から配布します。(月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時)
- ②郵送で請求することもできます。郵送での請求の場合は、宛先を明記し、1200円切手を貼った返信用封筒(角型2号)を必ず同封してください。
- ③壬生町公式ホームページからダウンロードすることもできます。

申込受付期間

◆ 7月3日(火)～27日(金) 月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時までです。郵送の場合は、7月27日までの消印のあるものに限り受け付けます。

採用予定

◆ 合格者は平成25年4月1日に採用となります。

申込・問合せ先

◆ 町総務部総務課庶務人事係
〒321-0292 壬生町通町12番22号 ☎81-1806

一次試験日程及び会場

◆ 9月16日(日) 8時30分受付

自主防災組織結成 —自分たちで地域を守ろう—

5月13日、城内自治会で自主防災組織が結成されました。平成19年から防災訓練や講習会を開催してきましたが、町からの自主防災組織への助成が始まったということで、六美町北部自治会に続けと今回正式に結成となりました。

町長をはじめ、消防署、警察署、消防団のほか、多数の来賓を招き総会が開催されました。総会後は石橋消防署壬生分署の防災・救急講話を聴き、さらに「給食・給水班」による炊き出し訓練を実施し、地域の防災意識の高揚と自助・近助・共助・公助の第一歩を踏み出しました。



表紙の写真
第2回東日本大震災チャリティ交流会、かんぴょう大使の佐藤ひろこさんが歌う「かんぴょうのうた」にあわせて、町内の保育園児たちがかわいいかんぴょうダンスを披露してくれました。

7月の納税等

- 固定資産税・都市計画税(2期)
 - 国民健康保険税
 - 介護保険料
 - 後期高齢者医療保険料
- (1期及び全期)
納期限 7月31日



陸小6年
たかはら きよと
高原 清人



陸小6年
たさき ゆうか
田崎 優花

